

高第403号  
令和3年6月2日

各指定介護サービス事業所等運営法人代表者  
各介護保険施設運営法人代表者  
各老人福祉法関係施設運営法人代表者 } 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

### 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種後の対応について

平素より、本県の高齢者福祉施策に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、県内においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を食い止めるため、市町村において、ワクチンの接種が進められているところです。

中でも、高齢者施設の入所者及び居宅サービス事業所の利用者に対しては、優先的に接種が進められているとともに、当該施設等の職員についても、多くにおいて、入所者等と同時期に接種が行われているところです。

しかしながら、接種されたワクチンは、免疫についても発症予防効果は95%程度とされており、100%の予防効果が保証されているものではありません。

したがって、接種後においても、新型コロナウイルスに感染する場合があることを念頭に置いていただき、当面、マスクの着用、手指衛生の徹底、三密の回避等の施設内での基本的な予防策を継続していただくとともに、職員、利用者等からの感染持ち込みに対する水際対策、家族等との面会に関する感染防止策等、これまでに示しております感染防止の取組みの徹底を継続していただきますようお願いします。

#### ○添付資料「ワクチンを接種された皆さまへ」

- ・県では、ワクチンを接種された方への感染防止対策の継続に関する周知ポスターを作成しております。
- ・添付資料（ポスター）を施設等内に掲示する等により、入所者、利用者及び職員等への基本的な対策の継続に関する啓発をお願いします。

岐阜県健康福祉部高齢福祉課事業者指導係			
係長	堀部	担当	大野
T E L	058-272-1111	内線 2600	
F A X	058-278-2639		